

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月三十日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第二号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の十一第二項中「第一条の二第一項」を「第二条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。